

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

令和5年7月28日 午後1時25分～午後2時56分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	成川 幸太郎	委員	森 満 晃
副委員長	石野田 浩	委員	阿久根 憲 造
委員	井上 勝 博	委員	坂口 正 幸
委員	森永 靖 子	委員	山中 真由美
委員	川添 公 貴		

○その他の議員

議員 犬井 美 香

○参考人

ミツロー事務所 森永 満 郎

○説明のための出席者

市民安全部長	上戸 理 志	防災安全課長	森山 勝 男
市民安全部次長	遠矢 一 星	原子力安全室長	宮田 高 敬

○事務局職員

事務局 長	田代 健 一	課長代理兼議事グループ長	上川 雄 之
議事調査課長	久米 道 秋	議事グループ員	今吉 聖 人

○審査事件等

- 1 陳情第3号 高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査についての陳情書
 - 2 陳情第4号 原子力規制委員会からの基準地震動の見直しについて九州電力が対応に時間がかかっている理由の説明を求める陳情
-

△開 会

○委員長（成川幸太郎） それでは、ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 御異議ありませんので、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在8名から傍聴の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申出がある場合にも、随時許可します。

△陳情第3号 高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査についての陳情書

○委員長（成川幸太郎） まず、陳情第3号高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査についての陳情書を議題とします。

本日は、陳情者の参考人招致を行います。

それでは、参考人が入室しますので、ここでしばらく休憩します。

~~~~~

午後1時28分休憩

~~~~~

午後1時30分開議

~~~~~

〔休憩中に参考人入室〕

○委員長（成川幸太郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、参考人を御紹介いたします。ミツロー事務所の森永満郎氏でございます。

参考人におかれましては、本日はお忙しい中、当委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

ここで、参考人に申し上げます。審査の進め方、質疑に関する留意事項については、あらかじめ御説明してあるとおりですので、よろしく願います。

それでは、参考人から陳情趣旨の説明をお願いいたします。

○参考人（森永満郎） このままでいいですか。

○委員長（成川幸太郎） 座ったままでいいで

す。

○参考人（森永満郎） 一つは、なぜ今頃かということなんですけど、私も82歳で、去年は脳梗塞で倒れて入院したし、今年のがんで手術を受けて、後がないなという、そういったせっぱ詰まった気持ちもあります。

陳情の趣旨なんですけど、せめて概要調査まで、そこまでは進んでもらいたいという気持ちがあるんです。というのは、中を掘って岩を調べてという、そこまでやってもらいたいという。それは陳情書にも書いてありますけど、いちき串木野市の国家石油地下備蓄基地のあの岩盤の空間をイメージしているものですから。あれは随分結構大きくて、本会議場よりもっと広いんじゃないのかな。だから、相当大きな空間ができていし、それと同じようなものができるかどうかという、そういった期待もあるし、ぜひできればいいなという気持ちがあります。

それと、トンネルをというの、いつも人が通れるようなトンネルだということで、つまり、そこから坑道を通すというか、まず、何か漏れたらトンネルにも来るだろうし、ある意味、甕島と本土を結ぶ交通の便にもなるんだけど、安全監視というんですか、トンネルがあることで逆にその使用済燃料、核ごみの安全を結局監視するんだと。ただ埋めっ放しでは駄目で、やっぱり常に監視の目が行き届く、そういったことは想定しています。

それから、海の下となってくると、この前の政府の発表した地図は陸地だけを描いているんだけど、ずっと海の底まで考えれば、まだまだ選択の余地が広がるということも考えます。だから、薩摩川内市の市長、前の市長、今の市長もそうですが、よそに造ってほしいと言っているんですけど、よそでまだ選択の幅が広がるということは、市長がおっしゃっているそのこととも矛盾はしないなという気持ちもあります。

そして、この陳情を議会に出したということは、陳情書にも書いていますけど、とにかく審査の過程が公開されている。記録されている。そして、それを後からまた見ることができる。みんな見ることができる。やっぱりこれは関心を高めてほしいと思うんです。何せ自分たちの町に原子力発電所があるんですから、この原子力発電所のいいところとか、そうでもないところとか、いろんな形

で関心を高めてもらって、そして、もっと身近に話ができればなという気持ちもあります。

だから、議会への期待というのは非常に大きいということをお願いして、一応説明を終わります。

**○委員長（成川幸太郎）** ありがとうございます。

これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員（森満 晃）** 参考人におかれましては、大変お忙しい中ありがとうございます。

今、陳情の願意につきましては、るる説明を頂きました。

最初に参考人が言いましたように、なぜ今なのかということも私もちょっと疑問に思うところでありまして、川内原子力発電所1号機、2号機、それぞれ運転開始されまして、御存じのとおりにもう来年の7月に1号機が、そして2号機が再来年11月には40年運転を迎えるということで、今、40年のプラス20年の延長について、今、審議をしているところでございます。

それと、先ほど参考人も言われましたように、前市長、現市長、それと現知事におかれましては、ここでは原子力発電所を誘致しているということで、その地層処分、そのほかについてはその他の県で行ってほしいという要望もあるということでもあります。

ですので、今聞きますと、参考人によると、岩盤の調査と、それと地下トンネルについて、地下トンネルの甌島への利用と安全の監視、そういったところがこの願意のところなのかなと思うんですけど、そういうことでよろしいでしょうか。

**○委員長（成川幸太郎）** 参考人は、今の質疑に対して何かありますか。

**○参考人（森永満郎）** とにかくそのままです。

**○委員（川添公貴）** どうも本日はいろいろとありがとうございます。

まず、本論に触れる前に、おっしゃってある鉾山のトンネル、私も地下に入ったことがあるんですけど、トロッコで真っすぐ入って、深く入っていくんですけど、あそこは行ったことがあるんです。うわさに聞くと、甌島付近まで続いているんだろうという、うわさは聞いているんですけど、それは置いておいて、あの付近にまず五反田川断層が確認されているということ、それから、この陳情を見させていただいたときに、

参考人の森永さんのお気持ちとして、どこかほかの場所、海底でほかの場所を探れないかということを見たときに、こっち側に来ると甌断層があるということはちょっとあったんですけども、趣旨として、今、岩盤調査ということになりますと、手順として、まずは住民との対話、説明会があった後、文献調査があるわけです、御存じのように。その後が地質調査という形に流れていくわけなんですけれども、まずはその手順として、文献調査をしたほうがいいんじゃないかというお気持ちであられるということでもよろしいでしょうか。

**○参考人（森永満郎）** まず、調査の件ですけど、調査はまず文献調査があって、それから概要調査という、そこは承知しています。だから、陳情書で出したのは、あくまでも文献調査のほうなんですけど。というのは順番が、ただそれは手順の問題で。だから、私が考えているのは文献調査じゃなくて、それはとにかく入り口として調査してもらいたいのは、石を掘って、そして見て、この石だったら、多分残骸だと想像はするんです。それは串木野の石油基地ですから。だから、想像はしているんですけど、私の想像なんて大したことないから、実際掘って、そして石を見てとか。例えば、鹿児島は日本一の金山ですから、金山の調査もあるんですけど、いろんな文献調査とか、それから表面から電気を通したりしますが、最後はやっぱり石を見ないと分からないというのがそういう人たちの話でした。

じゃあ見たらそれは分かるかと。なかなかそれは難しく、金の場合ですけど、千三つという言葉があるらしいんです。だから、それと通ずるところが、この陳情を出した、そのところの気持ちもあるんです。難しい話だと、これは。難しいからもう諦めるか、黙ってしまうかということ、いや、難しいからこそ、議会にも陳情書を出して、原発の地元としてやってもらいたいという、そういう気持ちです。

**○委員（川添公貴）** 分かりました。原子力発電所があるということで、いろんな形で正面から向き合えと、叱咤激励だということで理解したいと思います。いろんなことに対して、生産から廃棄まで、全てのことに向き合うように勉強なさいたいというようなお気持ちだろうと思います。

皆さん御存じのように、全国各地2か所、文献

調査に手を挙げていらっしゃるんですけども、なかなか正面に向き合ってどうこうというところはないところが多いんです。だから、その点を正面に捉えてしっかりと向き合えというようなお考えであるということに理解しておきたいと思いません。

文献調査をしたからどうこうということじゃなくて、核エネルギーに対する我々が責任を持って勉強しろということだろうと思いますので、この後、真剣に検討してみたいと思います。なかなか表現が難しいところを御理解いただきたいと思えます。

**○委員（井上勝博）** 最終処分という、ガラス固化体を持ってくるという最終処分と、外国では使用済核燃料そのものを、そのまま埋め立ててしまおうという考え方もあったり、日本ではガラス固化体にするということで、六ヶ所村で使用済核燃料をガラス固化体にする。その高レベル廃棄物は数万年単位で放射線を出し続けると。だから、できるだけ人間が住む、生物のすむ環境に影響がないようにということで、300メートルとかいう地下を掘って、そこにアリの巣のようなトンネルを掘って、そしてそこに埋め立てていくと。その埋め立てるのも、いろんな、水と接しないようにということを気を使ってやったりするわけです。そうしないと、地下水と接触してしまって、地下水は汚染されるということになるので、地下水には絶対に接触しないようにしようと。

ただ、絶対にというのは数万年単位ではできませんので、接触したとしても、それが地表に現れるのが長い期間かかるということで想定をして今進められているんですけども、ただ、科学者の間では、こういった方法はまだ本当に確実なのかどうか、環境に本当に影響がないのかどうかというのは言えないと。つまり、数万年単位ということで、人間がそんなことができるんだろうかと。笑い話で、小泉さんがオンカロに行かれて、数万年といたらもう人間がいらないんじゃないのかと。人間がいたとしても新しい人間で、文字が読めないんじゃないかと。だから、ここは危ないよというのをどうやって文字で表せばいいのかみたいな、そんな笑い話があるぐらいに大変なことです。

だから、そういったことを、甕島には甕島断層というのがあって、フィンランドのオンカロには

数億年動いていない地層があって、そこで唯一、二つぐらいあるみたいなんですけれども、そこまで安定した地層が求められているわけですけど、甕島というのは相当な地震が起こる可能性があるところですから、そういったことはどのようにお考えになっているのかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

**○参考人（森永満郎）** まず、地震の話ですけど、日本は地震があっちこっちあって、本当ここが一番危ないと思っているんです。甕島の断層のことは私も知らんけど、川内川は、断層です、これは。そして、えびの地震が起きた。昭和43年頃かな。その次は大口地震が起きています。その後、今度は県北西部地震が起きました。ずっと川内川に沿って来ているんです。次は原子力発電所の東側なのか、原子力発電所の西側なのか、その辺のところちょっと関心があるところであるんですけど、だから、断層がある、地震がある、それはもう織り込み済みです。

ただ、甕島のさつき川添さんがおっしゃった五反田川断層とか甕断層について、私、知らないものですから、そういうのあるんだったら、それもボーリングでちょっと掘ってみて、この断層があると利用できないのか、これを造るのに何とかこの断層を乗り越えることはできないのか、その検討までする必要はあると思うんです。断層があるから駄目だという考え方は、それは間違いだというのは、新幹線が最初に難航した紫尾山で抜いたわけだから。だから、断層があるということと何が結局できないということは別という具合に今の私は考えるんです。新幹線のトンネルも抜いているわけですから、そういったところに、そこを避けるとか、そこに対する補強工事をするとか、それが科学技術だとは思っています。

**○委員（井上勝博）** 甕島断層については、かつて地震調査研究推進本部って文科省の外郭団体なんだけど、そこが何年前に、福島原発事故の後だったと思いますけど、再調査をしたんです。再調査するときのデータは九州電力のデータなんです。九州電力は甕島とか、それから原発周辺の断層というのを詳しく調べているんです。しかし、その調査をした段階で、九州電力のこの調査は間違いが多いと。こんなデータではまずいんじゃないかという指摘がされるぐらいだったんです。つ

まり、断層が長ければ長いほど大きな地震が起こるのに、九州電力は断層を細切れにしたんです。それを推進本部がつなげて考えるべきだと。つなげて考えれば、もっと大きな地震が起こる可能性があるという指摘をしたわけなんです。だから、結構、甕島断層というのは有名なんです。

だから、そういうところに、先ほど言ったように数万年単位で管理しなくちゃいけない。管理っていったら誰が管理するのかと、この数万年単位で。一体誰がコストを持つのかとか、そういう問題というのは全然明らかになってないわけで。

私は、今おっしゃっているのはあまりにも、失礼ですけど、軽く考え過ぎなんじゃないかなというふうに思っているんです。その辺についてはもっと慎重に考えていかないといけない問題だと思います。

**○参考人（森永満郎）** いや、勉強になります。甕島が、あそこは地震があるということについては、鹿児島大学も下甕に観測所を持っていますから、昔から。だから、あそこはそうなのでしょうけど、多分、九電が一番よく知っているけど、九電のデータがどうだというその考え方というのは、あれは地質、例えば、今、陳情を出して、そして地質調査をするとなると、九電がまず真っ先に反対するんじゃないかなという印象を私は今持ったんです。例えば、あれの調査を結局されると、ひょっとしたら九電が困るんじゃないかなという。川内の結局、原子力発電所は地質が悪いということで、地質が一番弱点だというのはもう最初から私も伺っています。私が来たときに川内原子力発電所は2号機は工事中でしたけど、本当は3号機、4号機もできるんですよという話を、土地も確保しているんですよと聞いたんですけど、最終的には結局3号機になったのは、どうも地質調査の地質があるから、それで3号機で止まってしまったんだとか、話として聞いているだけで、ただ井上委員の話を聞きながら思い出したところもありました。

それから、甕断層じゃないけど、仏像構造線という中央構造線と並ぶ構造線があって、それがあつたがために、その調査対策のために九州電力の川内原発の進捗が1年遅れたとか、まさに断層とか地震の話とか、そういったのについてはいろいろ聞いてはいましたけど、今の井上委員の話を聞

きながら、ひょっとしたら、調査をそこで申請せえちゅうたら、まず、九電が真っ先に反対して。憶測です。ひょっとしたら市長が要するに「造ってくれ」と言うのも、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_九電の影響があるかもしれないということ連想しました。

**○委員（川添公貴）** 井上委員のほうから、甕島断層ではなくて甕断層であるということ、中央構造線で川内のあれの調査が止まったということではないんです。中央構造線はるか上のほう、有明海のあの付近で止まっているんです。その件はなかったということです。

それから、甕断層において評価を見直しなさいというのが出たのは、ずっと調べた結果、A点とかF点とかあるんですけども、F点で一つにつなげて評価をなさいということで、ばらばらで申請した、実際はその断層なんだけど、これを一つの断層とみなして評価をしてやりなさいということで、たしか再稼働のときの評価書の書類の中にその断層は全部載っていたと思うんですけども、そこはそう理解してもらいたいと思います。そのとき、あの1回目を見たときは切れていたんですけども、評価をするにつなげた形で評価をなさいということで、断層についてはそういうことだったんです。

だから、おっしゃるとおり、そのようないろんな意見がありますので、文献調査をなさいとおっしゃるのはまともな御意見かなと思います。いろんな意見があつて、間違つたことを言ったり、私が間違っているかもしれませんが、言っているのであれば、一回文献調査をしてやりなさいと厳しくおっしゃられる気持ちも十分理解できるわけですけども、ちょっと訂正しておきます。

それから、川内3号機のあの地層は、あそこはたしか久見崎層という層がありまして、約1億、2億年ぐらい前の層が入っていると思います。それから、川内川を渡って、こっち側が川内層というのがあるんですけども、おっしゃられるとおりの地震で割れている。これもやっぱり2億年ぐらいの層があつて、そこに3号機としては据えようという話だったんですけども、地層としては古い。

それから、おっしゃる甕島の話なんですけれど

も、これは姫浦断層というのがあって、これが表面に出てきているやつ、これがまた1億年から2億年前で、化石が出てくるところなんですけれども、その下はおっしゃられるとおり、ずっと昔の地層が下にあるんです。古いんです。表面に出ているのがもうそれぐらいの年層が入っているわけですから。

そういう意味でいろんなことがおっしゃられているので、先ほど申しましたように、我々もしっかりとここでどう向き合うべきかということを検討すべきだろうとは、課題を投げられたということで理解をしておきたいと思います。

**○参考人（森永満郎）** 私の説明が悪かったんだけど、川添委員の、中央構造線というのは、これは問題じゃなくて、中央構造線と並んで西日本をずっと西に進んでいる仏像構造線、これが何か問題になったらしくて、そのために1年か1年半ぐらい、調査時点の話。だから、中央構造線じゃなくて、仏像構造線の話でした。

それから、甕島の断層については、あそこの甕島の地層は川内、こっちのほうとはちょっと違って、どこか天草とか熊本のほうでしょう。だから、別に甕島に造るというんじゃないくて、甕島とまずはトンネルで結ぶという話なんです。トンネルで結んで、そして造ってほしいんですけど、いろいろ文献調査にしても、そこのところはもう文献調査だから、いろんな意見があったり違いがあったりするのとは当然だと思うんです、それは。だから、それはそれでいいんだけど、私はとにかく石を見たい。私が見るわけじゃないんだけど、そこまで結局やってみて、それで結局駄目だったら諦められるなど。よかったらそこに造ればいいじゃないかという、また別の考えが出てくるんじゃないかなという。

今度の陳情の趣旨というのは、表面的には文献調査になるんだけど、本音の部分は概要調査、ボーリングを結局やってほしいという気持ちということなんです。

**○委員（森満 晃）** 今、参考人が言われましたとおり、この陳情書の添付資料にもありますように、海底トンネルと処分施設の考え方を別で考えられたほうがいいのかという気がします。ですので、海底トンネルというのはいいい案であって、今、本市としても、甕の観光にも力を入れていま

すので、冬場は高速船がしけで行けなかったりとかいう形ですので、将来的に地下トンネルという形の、そういうのはいいい案を頂いたのかなという思いはしております。言われましたように、処分施設となるとやっぱり文献調査につながりますので、そこはいろんな皆さんの御意見を頂きながら、我々もまた更に勉強しながら取り組むべきなのかなと思っております。

**○委員（井上勝博）** 今、NUMOが必死になって最終処分地を探し出そうということで、文献調査をしているところが2か所あるわけですけども、ただ、それがうまくいくかどうかというのは、それは分からんわけで、必死に探しているんです。

NUMOがお金を出すから文献調査をさせてくださいということで手を挙げたのが北海道に二つあるわけですけど、そういう形で文献調査をしてくれとか地質調査をしてくれとかという、NUMOのお金でやってほしいということをおっしゃっているんですか。そこがちょっと知りたいところなんですけど。

**○参考人（森永満郎）** 質問の趣旨について、お金が出てきたんだけど、陳情書には一切書いていないことなんです、お金ということは。それで、NUMOのお金でやってほしいかという、そのほしいかというのはどういう意味か。そこのところがちよっと分からないもんですから。

**○委員（井上勝博）** 最終処分というのは、先ほども言ったように、大変なリスクを伴うわけですので、みんなが、私のところはやめてほしいというふうに言うのも、結局、自分の生きる時代というのは関係ないかもしれんです。だけど、それが自分たちの子孫の代になって、そこで放射性物質が、汚染がされるとかという問題があったら困るということでは言っているわけです。だからみんな嫌がっている。でも、NUMOはやりたいと。お金を出すから文献調査をさせてくれ、地質調査もさせてくれというふうなことなんです。そういうったことに乗っかって、そういう言わばレールに乗っかってほしいということをおっしゃっているのか。それとも独自に薩摩川内市として、もしくは九州電力とも協力して、独自のお金でそういう調査をしてほしいとおっしゃっているのか。そこがよく分からないんですけど。

**○参考人（森永満郎）** 井上委員はいろいろ勉

強されていて、議会でも一番原子力について質問されている。どうも私とは合わないですね。

井上委員は九電と協力してとおっしゃったんですけど、何で私が九電と協力しなきゃならないんですか。反論ですけど。だから、これは非常に私に対する侮辱です。何で私が九電と協力しなきゃならん。議会に私が陳情書を出せば、私がいかに九電と協力関係にあるみたいなの、広がってしまうんです。記録に残るわけだから。だから、そのところはもう一回陳情書をいろいろとですね。

[発言する者あり]

**○委員長（成川幸太郎）** 井上委員、訂正を。九電と協力してというのは。

**○委員（井上勝博）** いやいや、調査の方法はいろいろあると思うんです。でも、お金を伴うんです。当然、文献調査でも学者を動員しなくちゃいけない。そのための人件費もかかる。文献も探さなきゃいけない。いろいろあるわけじゃないですか。九州電力にも文献を出させなきゃいけないとか、いろいろ出てくるわけです。そういった具体的な問題になるわけじゃないですか。そのときに、じゃあ、どこがお金を出して調査するのかという問題が当然出てくるんです。でも、NUMOの路線に乗ればもう別に問題ないんです。もうNUMOは25億円くれるというわけですから、文献調査で。だから、そういうふうな流れに乗ってしまつて、結局、第3の対象地と候補地ということで薩摩川内市が手を挙げたということで全国ニュースになるわけです。だから、そういうことをおっしゃっているのかどうかということを知りたいわけです。どういうことで、どういうお金で調査をしようとしているのか。誰がそれを調査するのかということ、どういうイメージを持っていらっしゃるのかが分からないわけです。だから、九州電力にも金を出させるというのは、別に侮辱ではなくて、お金を出させる、お金というのはどこから出てくるのかと考えてみた場合に、やっぱりそういう問題が出てくるわけじゃないですか。調査するにはお金がかかる。トンネルを掘るのにもお金がかかるじゃないですか。

**○委員（川添公貴）** ほかの委員の意見に対して、まだ自由討論ではありませんので言わない。森永さんが提出されるこの陳情書の一番最後の後段の部分、ここに「原発に賛成するにしても、反対す

るにしても、より豊富な正しい判断材料を得ることができることを期待したい」。それから「話題性の多い施設についても、その仕組み、安全性にまで議論の輪が広がり、情報が発信され、さらに次世代、後世に伝わることへの期待が大きい」。すなわち、我々にもっと勉強しなさいと、そして広報しなさいということが最後の後段で書いてあるんだろうと思います。

その意思を見たいというお気持ちも十分分かるんですけれども、それを見るまでの間のしっかりとした、いろんな情報収集、勉強等も議会に求めていらっしゃるということだろうと私は解しているんですけれども。ただ単にNUMOがどうのとかいうことではなくて、我々自身がそういう形でしっかりと勉強しなさいということで、そして広報しなさいということで陳情されたものと私は解しているんですけれども、それでよろしいのかどうか。

**○参考人（森永満郎）** 別に川添委員に何か教えようとか、叱咤激励しようとか、そういうつもりは全くありません。私自身の勉強です。それで、とにかく大きな前提は、放射性物質、いわゆる核のごみ、放射性が、強かろうが弱かろうが、そういうところを処分する場所は私は必要だと思っているんです。これはもう市長があっちに持っていか、こっちに来るなど言うたにしても、言う言わんは別で、とにかくこれは必要だということがまずスタートです。だから、私はやっぱりそう考えます。私の陳情を不採択のほうに回る人は、これはやっぱり必要ないと考えるんだろうなという具合に私は理解したいと思っています。必要だと思っている人は採択してくださるはずだと、採択のほうに手を挙げてくれるはずだと思います。

委員長、ちょっと提案ですけど、これは本会議での記名投票をお願いすることをまず提案したいと思っています。あとは、あんまり難しいとか、とにかく必要であるか必要でないかのその二者択一です。

**○委員長（成川幸太郎）** 今の森永参考人の御意見は、我々もしっかり受け止めて検討させていただきますので、それはよろしくお願いします。

**○委員（井上勝博）** 私は不採択なんです。反対なんです、私はこの陳情は。でも、私は必要だと思っているんです。ガラス固化体があるんですか

ら、現実には。だから、これはどこかにか、どうにかしなくてはいけない。ただ、この放射性廃棄物というのは物すごい殺傷能力があるわけですが、1分間か2分間かそばにいただけで人間が死ぬぐらいのガラス固化体なわけです。

それを当初はどうするかというと、宇宙に飛ばそうという構想もあったんです。海に沈めようという構想もあったんです。南極に埋めようという構想もあったんです。その中で地層処分というのが決まったんです。だけど、地層処分が最善の策なのかどうかというのは、科学者の間でも議論があるんです。先ほど言ったように、地下水の関係が出てきますから。だから、私は、まずそういうごみをどうするかということを決めないで原発を動かしたということに問題があると思っています。

○委員長（成川幸太郎）それを言ったら井上委員。

○委員（井上勝博）いやいや、だってそうなんです。

○委員長（成川幸太郎）陳情の趣旨と違うから。

○委員（井上勝博）いやいや。だから、私はこの陳情には賛成できないんです。賛成できない理由は、それは、まず、ごみを出しながらごみを処分する方法を考えるんじゃなくて、ごみを出すのをやめて、そして、国民的な議論でこの問題をどうするかということを考えなきゃいけない。そういう立場です。

[「やめてもごみは出るよ」と呼ぶ者あり]

○委員（井上勝博）やめればごみは出ないです。

[発言する者あり]

○委員（井上勝博）やめればごみは出ない。

○委員長（成川幸太郎）参考人とは関係ない話ですから。参考人……

○委員（井上勝博）いや、お分かりいただけたでしょうか。

○参考人（森永満郎）お分かりいただけたんでしょうかと言われても。だけど、しかし、核のごみ捨て場が必要か必要でないかの二者択一と私は言っているんです。どっちなんだと。私は、必要な人は採択に回ってくださるだろうなと思し、必要と思っていない人は不採択だろうなと思っているという、もう非常にこれは単純な考えです。

○委員（井上勝博）さっき言ったように必要なんだけど、だからといって地層処分に賛成というわけではないということをお理解いただきたいと思えます。

○参考人（森永満郎）じゃなくて、調査をしてくださいと、そのことを国に頼んでくれという話なんです。どうするかじゃなくて。

○委員長（成川幸太郎）分かりました。ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、陳情第3号の参考人に対する質疑を終了しました。

参考人には、本委員会に御出席いただき、また、貴重な御意見を述べていただきましたことに対しまして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、参考人は退室をお願いいたします。

参考人の退室のため、しばらくお待ちください。

[参考人退室]

○委員長（成川幸太郎）ただいま、陳情第3号の参考人招致に対する質疑が終了しました。

ついては、本陳情の取扱いについて御協議を頂きたいと思えます。御意見はありませんか。

○委員（川添公貴）取扱いをする前に、意見等がある多岐にわたる部分があるので、まずはこの陳情を受けて委員間の自由討議を行ったほうがいいと思えます。その上で、取扱いをどうするかということに進めていくべきだろうと思えます。

○委員長（成川幸太郎）ただいま自由討議の声がありますが、自由討議は論点を明らかにして行うことになっておりますので、どのような論点で行うかということをお説明をお願いします。

○委員（川添公貴）大きく二点です。先ほど参考人のほうからありましたように、最終処分場が必要なかどうか、可か否かを判断いただきたいということが一つ。それから、次に、陳情の内容を見ると、まずは文献調査をするべきだという趣旨に見えます。ですので、まず、そこの入口論として、文献調査としてどうするのか、それとも、それ以外にどのような調査方法があるのかというのを模索するのかどうかというのを、様々な意見を出してみて、それから可否の判断、もしくは取

扱いの判断をするべきだろうと思います。

**○委員長（成川幸太郎）** ただいま川添委員から、最終処分場が必要か、文献調査に立候補すべきかということについて、自由討議を行いたい旨の意見がありました。

ついては、これらについて自由討議を行います。それでは、御意見をお願いいたします。

**○委員（森満 晃）** 今、川添委員のほうから議題が出されましたように、この陳情者は、最終的に処分場が要るか要らないか、必要か必要でないかということをおっしゃいましたが、この陳情第3号の中身と、今、参考人が言われた中身が若干違いますので、少しここはちゃんと精査をしなければ、これをよし悪しでは決められないなというところでは。

そして、ここには甌島というの、実際、薩摩川内市が出てきていますので、これも文献調査にイコールというような考え方にもなりますので、ちょっと慎重にここは協議しなければならぬと思います。

**○委員（川添公貴）** 提案の理由として、今おっしゃったように、せっかく参考人でおいでいただいて、自分の趣旨・願意をしっかりと述べられましたので、二つの議題を提案したところですけども、この文面から類推していくと、正規なルートでやるべきだろうと。もし文献調査という言葉でいくとするならば、正規な立場でいかなきゃいけない。そうしたときに、NUMOの手続上、まずは住民との対話、住民説明、それから文献調査という手順に入ってくると思うんですけども、その前になる前に、我々議会としては、森満委員もおっしゃったように、しっかりとどういう形でそれに対して向き合って勉強して調査するのかなということをおっしゃって決めていくべきだろうと思います。願意が強いところの願意については、その後にもう一回判断していきたいと思います。

ついては、この段階で我々は、今、何回も読み返すんですけども、この陳情をもってして現段階においてどのようなことをどうすべきかということはおなかなか出しづらい。ついては、各委員の皆さん方が周りの方々等の御意見、市民の皆さん方の声等をいろいろ調査した上で再議をしたほうがよろしいのかなと思います。

ついては、先ほど委員長がお諮りされたんです

けれども、そのようなことを踏まえて、我々でもう一回、市民の皆さんの声とか社会的情勢とかということをお調べする期間をしばらく設けていただくために、継続審査をしておいたほうが私はいいだろうと思っております。

もうちょっと私の本音はあるんですけども、その前段としていろんな形で声を聞いてみたいということで継続で、結論までいきますけれども、そういう形でその二点に絞ってやっていったらどうかということをおっしゃりたいと思います。

**○委員長（成川幸太郎）** それでは、ほかに御意見はございますか。

**○委員（阿久根憲造）** 昨年の委員会の調査が幌延町の地下施設の視察でした。行くまでは、単純に岩盤の硬い、深い地層ならば大丈夫なのかなというようなイメージを持っていたんですけども、硬い岩盤は岩盤で、軟らかいところは軟らかい、それぞれ一長一短があって、基本的には適地というのはなくて、いかに水に触れさせないように固化体を加工するかとか、あるいは地下道をしっかりと管理するかといったところに今重きを置かれている事業なんだなということをお勉強したところでは。

私ごとで悪いんですけど、勉強してまだ一年ぐらいいろ経過していないということ、あとは、フィンランド等に代表されるオンカロという埋設の仕方とはもう発想が全く違うということで、お互いに比較することも困難ですし、できれば、勉強が足りないと言ってしまうんですけども、もう少し勉強する時間も頂ければなというふうに思います。

**○委員（山中真由美）** 私も今回の陳情者の方からのお話を伺いまして、今、高レベル放射性廃棄物の処分場については、皆さん御存じのとおり、日本で2か所、文献調査が進められているんですけども、昨年は幌延町の地下施設に研修に行かせていただいた際にもなんですけど、今回のこの陳情の文面からも読んで取られるように、海底トンネルを掘って地下に埋める。現実的に水に触れさせない、今、阿久根委員もおっしゃられたけど、水に触れさせないという考え方を取るとなかなか厳しいのかなと。この文面、ここの部分だけ、「海底トンネルを通して」というところだけ取ると難しいのかなと率直に思います。

ただ、陳情者が言われるように、「薩摩川内市は原発立地自治体であり、今後、この話題性の多い施設についても」と、最後の後半の文面を読みますと、私たちもまだまだ勉強をしていかなきゃいけない事柄だと思います。なので、川添委員がおっしゃられたように、今後も継続で審査していくのが一番ベストかなと考えます。

**○委員長（成川幸太郎）** ほかに御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（成川幸太郎）** それでは、意見が尽きたようですので、自由討議を終わります。

ただいま、自由討議の中で、本陳情については継続審査をすべきではないかとの御意見がありますが、そのように取り扱うことで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（成川幸太郎）** それでは、この陳情第3号につきましては継続審査とすることにいたします。

以上で、陳情第3号についての審査を一時中止いたします。

---

△陳情第4号 原子力規制委員会からの基準地震動の見直しについて九州電力が対応に時間がかかっている理由の説明を求める陳情

**○委員長（成川幸太郎）** 次に、閉会中の継続審査事件となっております陳情第4号原子力規制委員会からの基準地震動の見直しについて九州電力が対応に時間がかかっている理由の説明を求める陳情を議題とします。

本陳情については、7月6日の本会議において陳情文書表が配付されておりましたが、その後、陳情者から陳情訂正願の届出があったため、陳情文書表を訂正しております。

なお、陳情の朗読は省略いたします。（巻末に陳情文書表を添付）

それでは、陳情審査に入っております。

まず、本陳情の内容に関して、当局から何か説明事項がありますか。

**○原子力安全室長（宮田高敬）** この陳情に対しての報告、説明等はございません。

**○委員長（成川幸太郎）** ただいま、当局から

は説明がないということですが、これより陳情に対する質疑に入っております。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 報道については見ているんですが、しかし、報道を見ていってもよく分からない。今まで基準地震動というのは620ガルというふうにされていたのを、今、もう一度見直しをしようとしているということについて、どうということなのかと。

たしか、特定の震源に対する基準地震動と、地震源を特定しない基準地震動ということで、たしか、北海道の留萌というところで起こった、断層がないのに起こった地震、そこを参考にして基準地震動を決めていたというふうに理解しているんです。

ただ、私自身は、そういうもので本当にいいのかということについては疑問があるんですけれども、今回、なぜ規制委員会の中で基準地震動の問題が議論されているのか、実際の会議をしている動画も全部じゃありませんけれども見てみましたけれども、やっぱりよく分からないというのが正直なところでして。それで、このことについて、規制委員会か、もしくはどこかに来てもらって、ちゃんと説明していただければと思うんですけども、そういうふうにはできないでしょうか、委員長。

**○委員長（成川幸太郎）** それは今からのやつ。

当局からは特にないということだったんですが、まず、当局に対して委員の皆さんから当局に確認しておきたい事項等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（成川幸太郎）** ないですか。では、今、井上委員から規制委員会を呼ぶべきじゃないかという意見が出ています。

**○委員（井上勝博）** 規制委員会が聞いているのは九州電力なんです。だから、規制委員会でもいいですけども、九州電力でもいいと思います。

**○委員（川添公貴）** 震源地を特定しない地震動を想定してやりなさいということで、検査スケジュールが変更になってございます。それを規制委員会のほうも承知をしているので、それによって検査スケジュールが進めていくものだと思っています。仮に模擬地震波等々の審査が本年7月から8月にかけて審査をするということ、陳情は基準地震動でありますので、これらも併せて審査をし

ていく。審査の内容としては、今回、九電が出しました新しい方法の提出書類については、その方法で提出していいということが私の記憶の中では規制委員会から承諾が出ているものと理解しています。

内容は、原子力規制委員会が出しています「川内原子力発電所1号炉及び2号炉標準応答スペクトルを考慮した地震動評価における地下構造モデルの設定について」というのが100ページほど公開されていますので、これに沿って今後審査が進められるとと思っています。

したがって、現段階において、この陳情を理解するというか、陳情の中身で言われていることを我々が原子力規制委員会・規制庁なりに来ていただいて説明を求めるといことはなかなか時期尚早であるし、まだ今の段階では不適當だと思っています。

したがって、この100ページ、大体読んだんですけども、なんせ分からないです、私も。応答スペクトルがどれぐらい動いて、どれぐらいしたときにどうなかって。例えば、あそこが川内層ですので、2億年前の地層がなかなか硬いもので揺れない。周期率は何%で幾らあってどうこうというのが全部書いてあるんです。分かるわけない。来ていただいて、その説明を受けても分からないと思うので、ある程度、規制委員会のほうで方向性、指針が出された時点において、我々ももう一回、プロの専門家の出されたことを検証させていただくのが一番道筋なのかなとは思っています。

○委員（井上勝博）分からないというのが本当にそうなんですけれども、ただ、何が議論されているのか。今、議論されているのは、結論が出てからという考え方もあるでしょうけれども、何が議論されているのか。何が争点になっているのか。そして、時期的にこのことについて結論が出なければ稼働ができないとかということも報道されていたりするので、それはどういう意味なのか。そういうところの簡単なところ、当局も分からなければ、分かる人に何が議論されているのか教えてもらってもいいんじゃないかと思うんです。何か訳分からんと言うんじゃないくて。当局は分からないんですか。もう一回、改めて当局に。

[発言する者あり]

○委員長（成川幸太郎）ちょっと待って。

○委員（井上勝博）分からないのかどうか。

[発言する者あり]

○委員（川添公貴）震源地を特定しないということの判定がなかなか難しいということで、審査方法がまず変わったということ、これが大前提です。何が議論されているのかというと、令和5年4月28日に地下構造モデルの見直し方針の説明ではなく、単なる方針、速度構造を見直して観測事実と合わせ込むというだけではなく、既許可及び以降の観測実績を踏まえた地下構造モデルの構築に係る論理構成、観測事実を再現できるという成立性とそれらの根拠を具体的に示すことということで、これが今議題になっているのであって、これを読んだだけでは我々は意味が分からない。

この中身は書いてあるんですけども、私が持っている資料の中で、約26ページ程度で説明してあるんですけども、だから、それらを勉強して、なかなか今それを踏まえて、一昨日、原子力規制委員会で傍聴しました。あのようにプロがしっかりと審査をして、委員会のほうが判断を示す。それらを我々も、プロの意見ですから、しっかりその段階で聞くべきだろうと思っています。

確かに、この数値の決定を来年の4月でしたか、令和6年4月までには出さなきゃいけないというのは承知をしているんですけども、それに向けて今実際動いているということ、その資料が皆さん方、原子力規制委員会のホームページに100ページほどありますので、そこを見られたらいいと思うんですけども。

そういうことで、なかなかこの陳情のおっしゃっている中身について、現段階で我々がどうこうを判断するのは難しくはないですけども、判断でき得る材料を持ち得ていないということになると思います。

それから、まだ言わせていただくと、(5)の安全対策工事が終わらない状態であって、これは何を根拠にして安全対策工事が終わっていないかということです。特重施設もできたので、安全対策ができていし、我々が知っている以上の安全対策は全てできているのであって、安全対策工事が終わらないというのは、基準地震動が想定620ガルを超えた段階に対してどうかしなさいということがあったと仮に想定したときに、安全

対策は打っていないということが言えるのであって、そもそも現段階では安全対策工事は全て終わっているということで私は理解していると思います。

それらのことを考えていくと、委員会のほうがいろんな形で表明された段階で、我々はほかのことでやるべきだろうと、判断すべきだろうと思います。現段階では、今言ったように、持ち得る資料、持ち得る状況においては全て終わっていると思います。

標準応答スペクトルを用いた基準地震動、これもなかなか難しい計算方法で、地層によって揺れが全然違うし、縦方向、横方向で違うんで、そこから辺りまた向こうがしっかりと審査するだろうと思いますので、現段階ではなかなかこれはできない状況だと思っています。

**○委員（森満 晃）** 今、川添委員からも、るる説明がありましたけれども、この陳情の内容を見ますと、九電が対応に時間がかかっている理由の説明を求めるということで、2024年の4月20日までに基準地震動が確定しないと、川内原発が運転が止まることになっているってどうということなのかということで、これは早く対応を求めて、そのまま早く運転をしてくれということのかなというふうに私は理解もしたりもするんですが、基準地震動の見直しについて、1から5までいろいろと項目が出されていますけど、これについては、当局は九電のほうから何か説明は受けておられますか。

**○原子力安全室長（宮田高敬）** まず、1番目の九州電力が新たな地下構造モデルを取り下げて、既許可の地下構造モデルで新たな基準地震動を出すことにしたのはなぜかという、ここについてですけれども、2021年の4月に基準地震動に係る基準が改正されて、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価が導入されたんですけれども、これにつきまして、九州電力が当初、2016年の熊本地震など、それまでの蓄積した地震観測記録や新しい知見などを取り入れて、科学的・技術的観点から精度を向上させた新たな地下構造モデルというのを設定して、設置変更許可を申請されました。

その後、原子力規制委員会のほうでは審査を行ってこられたんですけれども、この審査会合にお

きまして、九州電力が設定した地下構造モデルというのがあるんですが、これを用いて算定した地震の揺れと、実際発電所において観測した地震の揺れが整合していないという指摘が審査会合の中でございました。

これに基づきまして、今後の経過措置期限、来年の4月なんですけど、これまでの期間を考慮したときに、再稼働のときの新規制基準に係る既許可モデル、今現在基準地震動が出ているものなんですけど、これについて、新しく地下構造モデルを出したものに比べて整合性というものが改善されることや、あと、これよりも大きな保守性を有するということから、以前頂いています既許可モデルを今回用いて新たに審査していただくということで申請されたということは何っております。

それから、問の2から問の5につきましてですけども、先ほど川添委員のほうからもございましたように、今後、設計及び工事計画認可、それから使用前確認に係る経過措置期間が国によって全国一律的に設定されるものということで認識してございます。

九州電力におかれましては、今回、今後新たに確定した基準地震動が現行のものより上回っているのであれば、その設備への影響について、耐震評価で詳細な評価を行って、その結果に基づいて、必要と判断される場合については追加の耐震対策工事が実施されていくものということであり、現時点におきましては、まだ工事の実施等について決まったものはないということは何っております。

**○委員（森満 晃）** 今、説明がありましたように、今、現段階でその現行モデルを用いた手法に変更して、今、審査を受けているという段階だろうと思います。ですので、この段階で我々がどうこう言える部分はないのかなという気がします。ですので、規制委員会の審査、九州電力は協力しながら、今、そういう進行している部分ですので、今のところ、我々がそれについてどうこう言える段階ではないのかなと思います。

**○委員（井上勝博）** 熊本の地震を受けて、地下構造モデルを九州電力が提案した。だけど、実際の揺れとは違っていたということで、今までの基準地震動に戻したほうがいいのかという、そういう理解でいいんですか。

**○市民安全部次長（遠矢一星）** まず、再稼働

の際に適合性審査で適合したという地下構造モデルがまずございます。そこからあと、またいろんな地震、熊本地震だけではなくて、こちらでも小さな地震、いろんな地震があるわけなんです、発電所の中には、118メートルぐらい掘ったボーリングの中に、一番下のところに地震計があったり、建屋の下に地震計があったりして、実際、その観測している地点がでございます。今回、そういった観測波や新しく調査したデータなどを基に、新しくまた加味した地下構造モデルというのを作りました。実際、地下の118メートルのところを観測した地震の波を原子炉の建屋の一番底、マイナス18メートルのところはどうやって伝わるかというのを計算したら、観測した記録を入れたのと、上にその地下構造モデルで計算した実際計算上の波と観測した波が一部違うところは少しずつつずれがあるということで、九電さんとしてはそこはしっかり説明できるということで行かれたんですが、原子力規制委員会としてはやはり整合していない部分もあると。整合していない部分というのが、原子力発電所の基準地震動の場合は、周期的にまず0.02秒が原子炉建屋と共振します。その中にいっぱい機械があるわけですが、それは機械の構造、取付け方、取付け位置によって共振する周期帯が違いますので、0.02秒から5秒までの周期帯で一つの地震をずっと評価していきます。その中で合っているところと合っていないところ、実際の観測記録と計算したところが合っているところ、合っていないところが新しいモデルではあるということで、これが説明がなかなかできずに、今回、再稼働のときに設定した地下構造モデルに置き換えて、実際観測した地震波を入れると、全てその中のほうに入って、逆に保守性があるというのが、今の現状の時点で元のモデルに戻して、今後、また審査を受けていくというのが今の流れになっています。

○委員（井上勝博）元のモデルに戻して審査をするという意味なんですけど、元のモデルは適合性審査のときにもう審査したものなのに、また元のモデルで審査しなくちゃいけないというのはどうしてですか。

○市民安全部次長（遠矢一星）今現在、基準地震動というのは、実際の活断層からの影響を測ったSS1と、新規制基準の際に、震源を特定し

ない基準地震動ということで、全国各地で活断層が見つからずにあった地震の状況を調べて、それぞれの地域特性に応じて、この地震をじゃあ川内に持ってくるということで留萌を持ってきて、留萌のほうで設定したSS2というのがありますけれども、今回はその後にもいっぱい地震がございまして。そういったものを規制庁のほうが集約して、もう全国一律、同じ硬さの岩盤層のところに同じ地震のエネルギーを置いて、その上にある発電所にどういった影響があるかというのを標準として置きなさいと。だから、全国一律そういう計算をしなさいということで。

ただ、これがそれぞれの発電所で違うのが、岩盤の硬さというのがVS2, 200メートル以上の硬さの岩盤に置きなさいとなっていますので、地震の波というのはまず大きくは二つあると思うんですけども、最初に地震が起きて伝わってくるのが、ぴーっと真っすぐ来るのがP波、それから、ゆらゆら揺れて、揺れが伝わってくるのがS波というんですけども、そのS波が1秒間に2,200メートル以上進むような硬い岩盤のところに置きなさいというのが標準応答スペクトルの基本的な考えなんですけれども、川内の場合は大体地下が1,000メートルぐらい、発電所の真下1,000メートルぐらいのところに規制庁のほうを示したエネルギーの地震を置きなさいということで計算します。

発電所によっては、もしかしたら500メートルのところに置くことになるかもしれませんが、1,500メートルのところに置くかもしれませんが、そういったもので基準があって、今回、全国共通として、そういった同じ岩盤の硬さのところに同じエネルギーを置いて、上にある発電所の影響を調べなさいというのが今回の新しい基準地震動です。

○委員（井上勝博）そうすると、今までの620ガル以上になる可能性があるということですか。

○市民安全部次長（遠矢一星）それは可能性としてはあると思います。

○委員（井上勝博）北海道留萌だけじゃなくて、その後起こった、いろんな地震を参考にして、もっと保守的にということに考えたことになるということで、九州電力が考えた地下構造モデルでは

整合性がないということで、それよりも保守的な考え方を取るという、そういうふうを考えてよろしいわけですね。言わば揺れを大きく見るというか、そういうふうに見て、新たな基準地震動を考えているというふうに見ていいわけですか。

○市民安全部次長（遠矢一星） まず、今回の審査で最初に出されたときの新しいモデルというのでは、整合がなかなか小さな部分まで説明ができなかったということです、それでもととの再稼働のときの地下構造モデルに戻せば、そういった地震観測記録もしっかり説明できるということです、新しいモデルよりは元に戻したモデルのほうが高めに突出するというにはなと思います。

○委員長（成川幸太郎） ほかに御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、陳情第4号について質疑が終了しました。

それでは、本陳情の取扱いについて協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（井上勝博） 最初は当局が何もありませんとおっしゃったんですが、かなり詳しく調査されていらっしゃるということが分かりました。

ただ、非常に難しい問題で、もう少し我々自身もこの問題については深めておいたほうがいいのかなと思うので、当局に一回、こういう短時間じゃなくて、少し図面とかそういうものを使って、できないですかねというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（成川幸太郎） ということは、継続審査ということですか。

○委員（井上勝博） はい。

○委員（川添公貴） 先ほど私も言いましたように、原子力規制委員会の資料が100ページありますので、今、次長がおっしゃったV S 2, 200メートルやったかな、等々全部書いてあるんです。S波、P波の周波数の流れと0.02秒から5秒程度の周波数とか全部書いてあるので、そこらをしっかり読めば分かると思うんですけど、そこら辺をまとめてもう一回勉強し直すということであれば、来年ぐらいまで継続審

査。井上委員のためにも。

○委員長（成川幸太郎） いいですか。

○委員（井上勝博） ありがとうございます。

○委員長（成川幸太郎） ただいま、継続審査を求める声がありますので、ここで起立によりお諮りします。

[発言する者あり]

○委員長（成川幸太郎） 異議なしでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎） 本陳情を継続審査することに決定しました。

ここで、本陳情の審査を一時中止します。

△議題の取扱いについて

○委員長（成川幸太郎） 次に、井上委員から、九州電力川内原子力発電所の火災防護対象ケーブルの設工認どおりの工事をしていなかった問題について、議題にできないかとの相談があったところです。

本件については、井上委員より提案があったため、まず、井上委員に趣旨の説明を求めます。

○委員（井上勝博） このことを知ったのは、国会での議論を聞いてからでした。それで、美浜原発で、言わば新規制基準で定められた基準どおりの工事をしていなかったということで、規制委員会が今稼働中の関西電力と、それから九州電力の全ての原発について、あと四国電力の原発について調べたところ、九州電力と関西電力の動いている原発で、そういう規制基準から外れた工事がされていたということになっているということが分かったわけです。

それで、このことについて、私も規制委員会に何回か質問をしているんですが、明らかにこれは新規制基準であると、新規制基準が求めている工事であるということがちゃんと回答とされています。

じゃあ問題は、どうして新規制基準どおりの工事がされていないのかということと、そして、ほかにそういうものもあるのではないのかという疑問が湧いてくるわけです。

規制委員会は、なぜこれが見逃されたのかということについていえば。

[「何を議題にしているかはっきり言ってくれ

よ」と呼ぶ者あり]

○委員（井上勝博）いやいや、だから、何でそういうことを言うかって説明してくれという話だったでしょう。だから説明しているわけでしょう。

[「止めんけ」と呼ぶ者あり]

○委員（井上勝博）止めんけじゃなくて。止めんじゃなくて。大事な問題をちゃんと聞いてくださいよ。

○委員長（成川幸太郎）提案説明を簡潔に。

○委員（井上勝博）いやいや、できるだけ簡潔に言っているわけですから。

それで、規制委員会に質問したところ、言わば規制庁の点検をする検査官というのがいるわけです。その検査官は、いわゆる全てを調べているわけじゃないわけです。全てを調べていなかったから、調べていない箇所が規制基準どおりでなかったということが分かったということなんです。

[発言する者あり]

○委員（井上勝博）いや、だから、でも、それは本来ならば電気事業者がやるべきことであって、電気事業者ができましたと、工事が完了しましたという報告をしたわけですけれども、じゃあ、電気事業者がなぜそういうことを完了していないのに完了したというふうになったのかということは、私は物すごく問題だと思うんです。

○委員長（成川幸太郎）だから、動議にするかしないかを提案して。

○委員（井上勝博）いや、だから、ぜひとも。

○委員長（成川幸太郎）いや、委員の皆さんもそれぞれそれについては勉強されていると思うんです。検査報告書も去年の10月にされていますし、今年の3月にはこれに対する今後の対応方針も規制庁から出されているわけですから、規制庁がもう具体的に出して、それに対する処置もされているんです。それがいかにも出せないように言われるんですけれども、これを議題にするかどうかを皆さんに諮るということで提案を。

○委員（井上勝博）いや、だから、規制委員会の中で、伴さんという委員の人が。

[「じゃなくて、何という議題にするのか」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）誰がどう言われたかはいいですから。

○委員（井上勝博）議題は、川内原子力発電所

1、2号機系統分離対策が必要な火災防護対象ケーブルの不十分な火災防護対策について調査してくださいということです。

○委員長（成川幸太郎）今、提案説明がありましたけど、これに対して質疑を行います。御質疑をお願いします。

[発言する者あり]

○委員長（成川幸太郎）はい。議題にすることについて質疑をお願いします。するかしないか。

○委員（川添公貴）現在のところ、重大事故等の報告は受けていないし、そのような問題等は受けておりませんので、本日の議題にする必要はないと思います。私、日程に追加するのに反対をいたします。

○委員長（成川幸太郎）ほかに御意見はございませんか。

○委員（森満 晃）県のほうから、原子力規制委員会に対する要請について、井上委員のほうも県民の意見ということで出されておりますので、そちらで回答していただければと思います。

○委員長（成川幸太郎）ほかに御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）それでは、採決してよろしいですか。

[発言する者あり]

○委員長（成川幸太郎）いや、議題にするかどうかですから。

[発言する者あり]

○委員長（成川幸太郎）いや、今までも聞いているからいいでしょう。

[発言する者あり]

○委員長（成川幸太郎）採決します。

採決は起立により行います。

本件について、本委員会の議題とすることに賛成する委員の起立を求めます。

○委員（井上勝博）賛成してくださいよ。お願いしますよ。

[賛成者起立]

○委員長（成川幸太郎）起立少数であります。よって、本件については本委員会の議題としないことと決定しました。

---

△参考人の取扱いについて

○委員長（成川幸太郎）次に、前回の委員会において、川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長について、県の専門委員会を参考人招致してはとの御意見があったところです。

ついては、ここで調査事項として鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会の参考人招致の取扱いについてを日程に追加し、これを議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

○委員（森満 晃）議題にする前に、今回、鹿児島県のほうが原子力規制委員会のほうに要請書を提出しているわけなんですけれども、このことについて、今の段階でその規制委員会が当委員会に来て説明をされるのかという、まずそこがちょっと疑問なんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（成川幸太郎）今、専門委員会の参考人招致は可能かどうかということなんですけれども、当局のほうで把握している事項なんかはございますか。

○原子力安全室長（宮田高敬）県の専門委員会におきましては、各大学の先生方が委員となっていられっしゃいますが、今回、この専門委員会のほうで取りまとめられた報告書につきましては、去る6月14日に国際交流センターのほうで委員長と、あと分科会の座長のほうが来られて説明を行われました。その中で、川内原子力発電所対策調査特別委員会の委員の皆様にも、その説明を聞いていただいたところでございます。

県のほうにこのことについて確認しましたところ、この報告書の中身については一旦説明をされているということで、この報告書以外のことでお尋ねになりたいことがあるということであれば、その目的及びどのようなことについてお尋ねされたいのかということを具体的に整理をされた上でまた御相談くださいということで、お話を伺っております。

○委員長（成川幸太郎）ということですが、皆さん、いかがいたしましょう。

○委員（川添公貴）昨日、知事が原子力規制庁に要望書を出されたということ、本日は九州電力に持参をされているということであって、今、当局から話がありましたように、住民説明会が6月にあったわけなんですけれども、中身を聞いていて、質問時間になったときに、司会者は「説明した内容について質問をお願いします」ということだっ

たです。ほとんど99%がそれ以外の質問で、質問というか、御意見だったように記憶しています。ただ、お二人、「説明が分かりにくかった」、「難しかった」とおっしゃった方が一人、それから、原子炉の塗装に関する質問があった。このお二人だけが調査の中身について質問されていた。それを聞いていて、質問したかったんですけども、なかなかできる状況ではなかったということ。

あれで済んだということであるならば、もう知事が意見を出されていますので、我々がここに行くことがどうなのかという疑問が湧いてきまして、今回は見送って、次回、規制委員会が何らかの形を示したときに、規制委員会が出てきて説明をしますと昨日おっしゃっていましたので、規制委員会を呼ぶべきだろうと思います。

ついては、今回は県は見送って、県のほうはもういいので、県のほうは見送って原子力規制委員会のほうに打診をかけたらと思います。ですので、今回は見送ると、る言いましたけれども、結論はそこです。

○委員長（成川幸太郎）ただいまの御意見では、参考人招致は必要ないという御意見のようですが、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）それでは、参考人招致は必要ないという御意見ですので、そのように御了承願います。

当局は、ここで退席されて結構です。

[当局職員退室]

○委員長（成川幸太郎）以上で、日程の全てを終わりました。

△閉 会

○委員長（成川幸太郎）以上で、本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、以上で、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

## 【卷末資料】

陳情文書表

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                      |           |                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 陳情第 4 号                                              | 受 理 年 月 日 | 令和 5 年 6 月 2 8 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 原子力規制委員会からの基準地震動の見直しについて九州電力が対応に時間がかかっている理由の説明を求める陳情 |           |                  |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 薩摩川内市神田町 1 番 1 0 号<br>川内原発建設反対連絡協議会<br>代表 鳥原 良子      |           |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                      |           |                  |
| <p>2022年10月12日に九州電力は、川内原子力発電所1・2号機の延長運転の申請を原子力規制委員会（以下、規制委員会と略）にした。九州電力は、2021年10月から川内原発1号機、続けて2号機も2022年2月から特別点検を開始し、2021年12月に、鹿児島県は、「鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会」（以下、専門委員会と略）に対して、科学的・技術的な検証を依頼し、専門委員会は「川内原子力発電所の運転期間の検証に関する分科会」（以下、分科会と略）を設置し、12回の分科会を経て、2023年4月26日の専門委員会への検証の結果報告をもとに、5月26日、県へ専門委員会としての報告がなされた。</p> <p>九州電力が鹿児島県の川内原発の20年延長運転に関する検証中に、県の検証結果を待たずして、九州電力自身の自己点検と自己評価で延長運転の申請を行ったことに、県知事を含め多くの県民が驚きを隠せなかった。</p> <p>その検証結果についての県の説明会が、6月14日に薩摩川内市国際交流センターにて行われたことは御承知のとおりである。その説明も、参加者の多くが納得できる内容ではなかったが、立地市民にとって、川内原発の20年延長運転の可否審査と同時に、川内原発の安全性に極めて重要な基準地震動の見直しの審査が、規制委員会で進められていることが気になる。</p> <p>規制委員会から基準地震動の見直しが指示され、九州電力は2021年4月26日に鉛直方向が現行より大きくなる地震動を報告した。ところが、規制委員会は新たな地下構造モデルが説明できていないとして約2年間審査を停滞させていたが、九州電力は2023年6月になって2014年の既許可の地下構造モデルを使って再提出することになった。</p> <p>2024年4月20日までに基準地震動が確定しないと川内原発の運転が止まることになっている。一体どういうことなのか原発立地市民として知りたいと思っているところである。</p> <p>よって、市民を代表する議員の方々がぜひ、公開の場で原子力規制庁と九州電力から納得できる説明を受けるよう、以下の事項を陳情する。</p> |                                                      |           |                  |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                      |           |                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準地震動の見直しについて原子力規制庁と九州電力に説明を求めること。</li> <li>(1) 川内原発の標準応答スペクトルを用いた基準地震動について、なぜ九州電力は新たな地下構造を取り下げて、既許可の地下構造モデルで新たな基準地震動を出すことにしたのか。</li> <li>(2) 延長運転の審査は、既許可の基準地震動で評価した耐震性を根拠に可否を出せることから、新たな基準地震動は既許可の基準地震動より大きくなるが、それに基づいた耐震性の再確認が必要となる。その結果、延長運転の審査結果が変更されることはないのか。</li> <li>(3) 既に九州電力は耐震工事などの期間を提出されているが、今後、安全対策の工事期間延長の可能性はないのか。また、その安全対策などの経費はどのくらいになるのか。</li> <li>(4) 安全対策工事は、原発を停止した状態で行うのか。</li> <li>(5) 安全対策工事が終わらない状態で、40年を超える延長運転に入った場合、安全上の問題はないのか。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                      |           |                  |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会  
委員長 成川 幸太郎